

愛西市児童館等運営委員会会議録（概要）

会 議 名	愛西市児童館等運営委員会
開 催 日 時	令和4年11月1日（火） 午前10時から午前10時33分まで
開 催 場 所	愛西市役所 北館 3階 災害対策本部兼会議室1、2
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	別紙のとおり
協 議 事 項 等	●協議事項 （1）放課後児童クラブの利用時間延長について （2）こども基本法の概要 （3）その他
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍 聴 人 の 数	0人
会 議 資 料	・次第 ・委員名簿 ・資料1 放課後児童クラブの利用時間延長について（案） ・資料2 こども基本法の概要
経 過	別紙のとおり

愛西市児童館等運営委員会委員

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	土 赤 撰津子	
副委員長	杉 方 南 衣	
委 員	原 田 健 三	
〃	衛 藤 義 隆	欠席
〃	高 橋 和 希	
〃	横 井 三千雄	
〃	三 輪 典 生	
〃	青 木 夕紀子	
〃	神 田 倫 代	欠席
〃	鈴 木 幸 子	
〃	北 埜 恵 子	

事務局

役職	氏 名	
健康子ども部長	清 水 栄利子	
保険福祉部参事	松 本 繁	
健康子ども部子育て支援課長	長谷川 努	
健康子ども部子育て支援課課長補佐	佐 藤 安 成	
健康子ども部子育て支援課主査	青 木 一 郎	
健康子ども部佐屋児童館長	加 藤 雅 恵	

経 過

発言者	内容（概要）
	開会
事務局	（会議公開制度について説明）
委員長	1 あいさつ （委員長あいさつ）
	2 協議事項 協議事項（１）の「放課後児童クラブの利用時間延長について」事務局より説明をお願いします。
事務局	（資料１に基づき説明）
委員長	ただいま、事務局より説明がありましたが、協議事項（１）につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
事務局	事務局より、資料１「３の利用時間延長の実施について」延長する時間の設定、延長分の利用料の有無について、皆様のご意見をいただきたいので、まずは、延長する時間の設定について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
委員	利用時間延長の要望とありますが、どの様な内容ですか。
事務局	「帰りの通勤に時間がかかり、６時３０分には間に合わない」などです。ただし、各放課後児童クラブからは、遅くなっても概ね６時４５分頃には保護者が迎えに来ると聞いています。
委員	働く保護者からの観点からしても、利用時間を延長する事は、ありがたいかと思いますが、近隣の市町村も午後７時までが多いですし、遅くなっても概ね６時４５分頃には保護者が迎えに来るのであれば、利用時間の延長は、３０分延長し、午後７時までにしてはどうですか。
事務局	市としてもむやみに利用時間を長くするのではなく、子育ての観点からも幼少期の子どもと過ごす時間を大切にしたいと考えています。
委員	他市町村は、概ね午後７時までの利用時間ですが、元々が午後７時までの利用時間だったのか、午後６時３０分までの利用時間を保護者の要望で午後７時までに変更したのか、要望に対応すればどんどん利用時間が長くなるので、分かれば教えてください。

事務局	<p>他市町村が元々午後6時30分までの利用時間であったかは把握していません。保護者の立場から利用時間が長い方が利便性はありますが、子どもの立場から考えて利用時間を設定しては考えています。</p>
委員	<p>保護者が午後6時30分に間に合わないとの現状が多くあれば、利用時間の延長は必須になると思いますが、子どもは1分でも早く家に帰りたいと思うので、要望を受けてどんどん利用時間が長くなることについては、精査しなければならないと思います。他に、放課後児童クラブで働いている方にも考慮して決めていただければいいと思います。</p>
委員	<p>市内全ての放課後児童クラブで利用時間を延長するのか、要望があった放課後児童クラブのみ利用時間を延長するのか教えてください。</p>
事務局	<p>12月から始まる来年度の放課後児童クラブの申請受付の際に、延長利用を希望するかの調査を実施する予定です。調査結果に基づき、希望のあった放課後児童クラブと協議する予定です。</p>
委員	<p>幼少期の子どもと過ごす時間を大切にしてほしいことは賛成です。あまり時間が遅くなってもいけないので、午後7時までで良いかと思います。</p>
事務局	<p>延長する利用時間は、午後7時まででよろしいでしょうか。 続きまして、延長分の利用料負担の有無について、意見、ご質問がありましたら、お願いします。</p>
委員	<p>利用時間を30分延長すると、各放課後児童クラブの人件費や職員の確保も大変になると思います。延長分の利用料を取っている近隣の市町村もあるので、延長分の利用料の負担をお願いしてはどうですか。</p>
委員	<p>延長分の利用料の負担をお願いすることは賛成です。近隣の市町村では、延長分の利用料加算が、月額と日額がありますが、市としては、どの様な方法を考えていますか。</p>
事務局	<p>月額であれば、延長利用者の希望を聞くのみで、通常の利用料と同じ月に延長分の利用料引き落とし等の事務処理が可能です。日額であれば、指定管理者等に延長した日数を集計してもらい、通常の利用料とは別に翌月に延長分の利用料引き落とし等の事務処理を行います。</p>
委員	<p>子どももいつまでも待っているのは教育上あまり良くないと思います。保護者には、メリハリをつけて計画的な子育てをしてもらいたいので、延長分の利用料は、月額で負担してもらおうのはどうですか。</p>

委員	放課後児童クラブでの集計も大変なため、月額が良いと思います。
事務局	延長分の利用料は月額で負担をお願いすることでよろしいでしょうか。
委員長	協議事項（１）につきまして、他に、意見、ご質問がありましたら、お願いします。
委員	利用時間を延長すると、各放課後児童クラブは、職員の確保が大変ではないですか。
事務局	<p>放課後児童支援員等の確保は、今も大変であると聞いています。児童館・子育て支援センターの開館時間は、午前８時３０分から午後５時まで、ただし、５月から９月までは、午前９時から午後５時３０分までとなっていますが、指定管理者にモニタリングをした際、児童館・子育て支援センターから、午前８時３０分から午前９時までの利用者がいないので、職員確保のためにも開始時間を午前９時にしてほしいとの要望がありました。</p> <p>そこで、すべての児童館・子育て支援センターに調査をした結果、午前８時３０分から午前９時までの利用者がほとんどなく、開館時間を午前９時にしても支障がないとの報告がありました。</p>
委員	午前８時３０分から午前９時までの３０分間の利用がないのであれば、開館時間を午前９時からとして、職員の時間の確保をしてはどうですか。
事務局	<p>児童館・子育て支援センターの開館時間を午前９時からで、各放課後児童クラブと調整していくことでよろしいでしょうか。</p> <p>また、本日、いただいた様々な意見を踏まえ、放課後児童クラブの延長する時間や延長分の利用料とは別に、実際の運用していく上の詳細については、市と各放課後児童クラブとで協議し、決定していきたいと考えています。</p>
委員長	<p>何かございますでしょうか。</p> <p>意見も特にないようですので、協議事項（２）「こども基本法の概要」に移らせていただきます。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	（資料２に基づき説明）
委員長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、協議事項（２）につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。</p> <p>何かございますでしょうか。</p>

	<p>特にないようですので、続きまして（3）その他に移らせていただきます。事務局、何か報告事項がございますか。</p>
事務局	<p>本年度の会議はこれで終了となります。次年度の会議は日時が決まりましたら連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>本日予定しておりました議題については、すべて終了しました。以上をもちまして、第2回児童館等運営委員会を終了させていただきます。</p>